

認可地縁団体 申請の手引き

守 口 市
令和8年10月

目次

【認可地縁団体申請関係】

1	認可制度の趣旨	1
2	認可申請のできる団体	1
3	認可の要件	1
4	認可申請の事前準備	2
5	認可申請の手続き	2
6	認可告示及びその他の手続き	2
7	認可後の団体の義務	3
8	地縁団体の税金関係	4
9	認可地縁団体が所有する不動産登記の特例	4
10	認可の取り消し及び解散	7

【資料】

●	認可申請書	9
●	認可地縁団体証明書交付請求書	10
●	告示事項変更届出書	11
●	規約変更認可申請書	12
●	町会・自治会規約（会則）の作成例	13
●	規約作成上の留意事項について	17
●	総会議事録（抄本）の作成例	20
●	会員名簿（例）	21
●	承諾書	22
●	財産目録	23
●	所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	24
●	申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	25

【印鑑登録】

	認可地縁団体の印鑑登録申請について	26
●	認可地縁団体印鑑登録申請書	28
●	認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	29
●	認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	30

（参考）

◎	地方自治法（抄）	31
◎	地方自治法施行規則（抄）	39

1. 認可制度の趣旨

「地縁（ちえん）による団体」とは、良好な地域社会の維持・形成を目的として、一定区域に住む住民の自主性により組織された自治会や町内会などのことを指します。従来から町会・自治会は、法律上で「権利能力なき社団」と位置付けられ、法人格を持てなかったことから、町会・自治会で集会所等の財産を持っている場合、団体名義での不動産登記が不可能でした。そのため、町会の不動産登記を会長個人や役員の共有名義にせざるを得ないことから、名義人の死亡・転居による名義変更や相続問題、名義人の債権者による差し押さえ等、財産上で様々な問題が生じることがあります。

このような問題を解決するため、平成3年4月2日に地方自治法が改正され、町会等が一定の手続きに基づき、法人格を取得することにより、団体名義で不動産を登記できることになりました。この法人格を得た地縁団体を「認可地縁団体」といいます。

2. 認可申請のできる団体（町会・自治会）

町または字の区域、その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」という。）で、いわゆる町会・自治会がこれにあたります。次のような団体は対象になりません。

- （１）特定の目的の活動を行う団体・・・スポーツ活動、福祉活動等
- （２）構成員に対し、年齢や性別等特定の条件を要する団体・・・ 婦人会（性別制限）、老人会や子ども会（年齢制限）等

3. 認可の要件

地縁による団体の認可を受けるためには、次の4つの要件をすべて満たすことが必要です。

- （１）その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。（地域的な共同活動とは清掃、防犯、親睦行事等、一般的な町会等の活動。）
- （２）その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
（「客観的に明らか」とは、町又は字及び番地あるいは住居表示による区域のほか、河川、道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲が分かる状態にあるという意味です。）
- （３）その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。（世帯単位は認められず、年齢、性別、国籍等の条件は付けないこと）
- （４）規約（会則）を定めていること。（目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項）

※令和3年11月26日より、不動産の保有予定の有無に関わらず、地域的な共同活動

を円滑に行うために認可を受けることができるようになりました。

4. **認可申請の事前準備**

認可を申請する前に、市と事前に協議してください。また町会・自治会でよく話し合う必要があります。認可を受けるためには、現行の規約（会則）に基づいて総会を開催し、全会員を対象とした認可申請の要否の意思決定を行ってください。それ以外に規約（会則）の決定、区域の画定、構成員の確定、代表者の決定、保有財産の確定等の総会決議が必要となります。

5. **認可申請の手続き**

申請に当たっては、以下の書類を整えて、コミュニティ推進課に提出してください。

- (1) 認可申請書（様式第1号）
- (2) 規約（会則）（P13の作成例及びP17の留意事項を参照）
- (3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（P20作成例を参照）
- (4) 構成員の名簿（P21を参照）
- (5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等）
- (6) 申請者が代表者であることを証する書類（P22を参照）

☆こちらも提出ください。

- ・財産目録（P23を参照）
- ・その他（区域図面等）

6. **認可告示及びその他の手続き**

認可申請の受理後、書類・内容等の内部審査を行い、認可要件を満たしているときは地縁団体台帳を作成し、市長が認可及び告示します。なお、告示があるまでは、効力がないため第三者に対抗することはできませんので注意が必要です。

- (1) 認可地縁団体証明書（台帳の写し）の発行

認可地縁団体証明書は、市長による告示のあった当日から発行できます。また誰でも請求することができます。

- ① 証明書交付請求書（様式第2号）の請求により証明書を交付します。
- ② 証明書の手数料は、1通300円です。
- ③ 郵便による請求も可能（電子メール・FAXは不可）ですが、別途郵送料（返信用切手）が必要です。

☆原則代表者等の住所を非表示にした台帳の写しを交付します。ただし、本人からの申し出がある場合に、代表者等の住所を表示した台帳の写しを交付します。

「認可地縁団体の代表者又は代表者であった者」の住所の表示を希望する場合には、窓口で以下の書類の提示が必要です。

- ・住所の表示を希望する本人が来庁する場合

本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

- ・住所の表示を希望する本人以外の方が来庁する場合

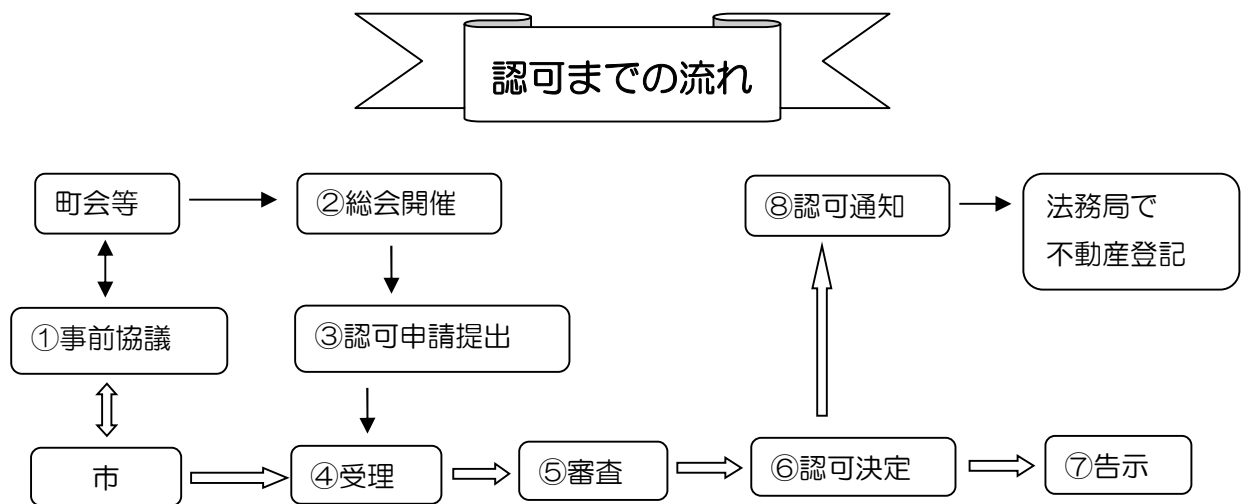
来庁者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）、委任者（代表者又は代表者であった者）から受任者（来庁者）への委任状

（２）団体の法人登記の手続き

地縁団体の法人登記は、市長が行う告示をもって、これに代えることとなります。法務局への法人登記の手続きは不要です。

（３）不動産登記の手続き

法務局での不動産登記は、市が発行する証明書を添付して申請してください。一般の不動産登記の場合と同様で、相当の費用がかかります。その他書類や手続きについては、所轄の法務局や司法書士に相談してください。



7. 認可後の団体の義務

認可地縁団体として自治会や町内会が法人格を取得すると、法人名義での資産登記手続きができるほか、様々な契約や取引などの法律行為が法人名義で行えることとなります。その一方で、地方自治法の規定に従い、適切な運営が実施されるよう、年 1 回の総会の義務化や書類の適正な備え付け、各種変更の際の事務手続きなどが継続的に必要になるほか、政治活動の禁止や、納税の義務が明確化されます。必ず、自治会や町内会の皆さんで、認可地縁団体になることのメリットだけでなく、義務も確認したうえで、法人格取得の是非を事前によく検討してください。

■義務

- ・年 1 回の通常総会の開催が義務化されます。（役員会や班長会等の省略された会議ではいけません。）

- ・常にその年の最新版の資産目録を 1 月から 3 月までの間に作成し、法人の主たる事務所に備え付けなければなりません。また、常に最新版の構成員（会員）名簿に更新

し、主たる事務所に備え付けなければなりません。

- ・ 認可を受けた後、下記の事項の変更、いわゆる告示事項や規約を変更した場合には、告示事項変更届出書（様式第3号）、規約変更認可申請書（様式第4号）により、市長に届け出なければなりません。

特に、規約を変更された場合、認可申請を行い、認可後に改めて告示事項の変更届を行っていただくことになります。

◎届出を要する変更事項（告示事項）

- （1）町会の名称や主たる事務所の所在地の変更
- （2）規約（会則）の定める目的の変更
- （3）町会の区域の変更
- （4）代表者の氏名及び住所の変更
- （5）その他（代表者に代理人を設けている場合の変更等）

8. **地縁団体の税金関係**

認可を受けた地縁団体は、公益法人となりますので、法人府・市民税均等割が課税される関係から、府税事務所及び市に法人設立等申告書を提出する必要があります。

なお、固定資産税の減免など詳細については、市の課税課までご相談ください。

9. **認可地縁団体が所有する不動産登記の特例**

■認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

地縁団体が認可を受けて法人格を取得し、不動産登記を行っても、所有権の移転登記を行う際、名義人が多数で相続登記がされていないなど登記義務者が判明しない場合は、全ての相続人の確定や承諾を得ることが難しく、認可地縁団体への所有権の移転登記が困難なことがありました。

そのため、平成27年4月1日より、地方自治法が一部改正され、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度が創設されました（地方自治法第260条の38）。これにより、一定の要件を満たすものについては、申請により市長の公告手続きを経て、認可地縁団体が登記申請できるようになりました。

■登記の特例を受けるための要件

次の4つの要件（地方自治法第260条の38第1項）を満たす場合、この登記の特例に関する申請が可能です。

- （1）申請不動産を所有しているのが認可地縁団体であること
- （2）申請不動産を10年以上所有の意思をもって、平穩かつ公然と占有していること
- （3）不動産の表題部所有者又は権登記名義人全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体であった者であること
- （4）不動産の登記関係者（表題部所有、権名義人これら相続人）の全部又は一所在が知れないこと

■登記の特例の申請に必要な書類等

登記の特例の申請に必要な書類や留意事項については以下のとおりです。

- (1) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式あり）
 - (2) 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書（法務局）
 - (3) 申請不動産に関し、登記の特例の申請について総会で議決したことを証する書類（総会資料、議事録の写し）
 - (4) 申請者が代表者であることを証する書類（認可申請、又は告示事項変更届の時に提出した書類と同じ、代表者選出の議決を行った議事録及び代表者承諾書の写し、もしくは、申請者が代表者として記載されている地縁団体証明書）
 - (5) 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料
- ① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること（第1号関係）
 - ② 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有していること（第2号関係）

◇申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等

◇以下の資料

- ・ 公共料金の支払領収証
- ・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本（法務局）
- ・ 旧土地台帳の写し（法務局）
- ・ 固定資産税の納税証明書（課税課）
- ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書（課税課） 等

※資料が入手困難な場合には、その理由書を提出するとともに、次の書類を添付する必要があります。

- ・ 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面
 - ・ 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等
- ③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること（第3号関係）

◇下記の書類

- ・ 認可地縁団体の構成員名簿（認可申請時に提出した名簿）
- ・ 市が保有する地縁団体台帳（地縁団体証明書）（コミュニティ推進課）
- ・ 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） 等

◇資料が入手困難な場合には、理由書を提出するとともに、次の書類を添付する必要があります。

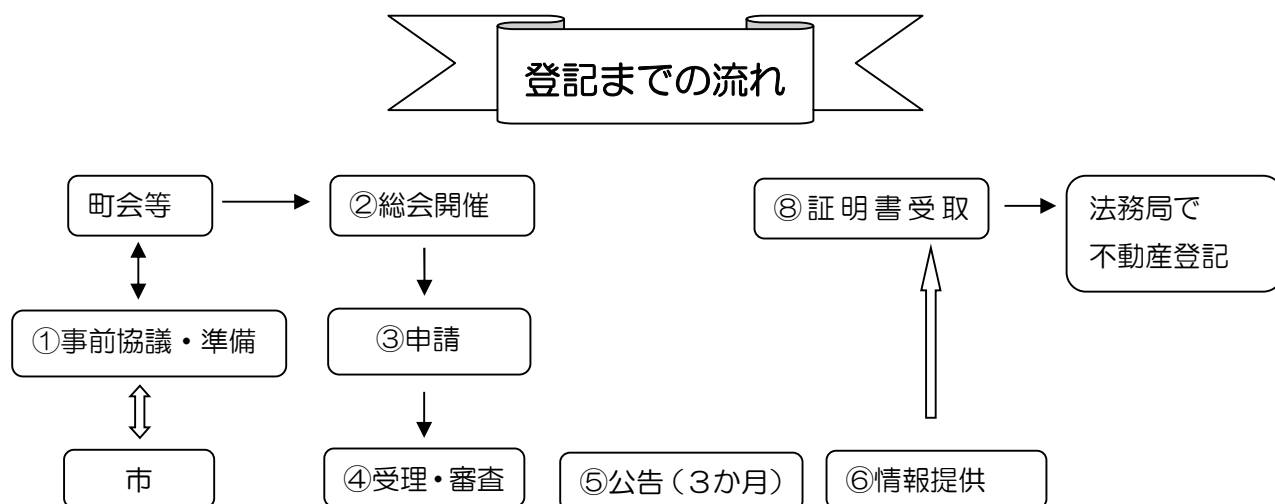
- ・ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面 等
- ④ 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと（第4号関係）
- ・ 登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民

票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面（不在住証明書）

- ・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・ 申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※ なお、全部又は一部の所在が知れないこととは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。

この場合において、認可地縁団体が当該事項を疎明するに当たっては、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいです。



■公告に対する異議申し立て

申請不動産の所有権移転等の登記することについて、異議のある登記関係者は、公告期間内に「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」と関係書類を提出し、異議申し立てを行うことができます。

異議申し立てがあった場合は、市が異議を述べた方に係る資格要件を確認し、認可地縁団体にその旨通知します（地方自治法第260条の38第5項）。これにより、認可地縁団体は特例手続きを中止することになります。

〔必要書類〕

- ① 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書
- ② 申請不動産の登記事項証明書
- ③ 住民票の写し
- ④ その他市長が必要と認める書類

■その他

この特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存または移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものです。不動産登記は対抗要件としての公示制度として位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

10. **認可の取り消し及び解散**

■認可の取消し

認可地縁団体が次のいずれかの事項に該当する場合は、認可を取り消すことがあります。

①認可要件を充たさなくなったとき

- ・活動が営利目的や政治目的に変更となった場合
- ・団体が相当の期間にわたって活動しない場合
- ・区域内の住民の加入を、正当な理由なく認めない場合
- ・多数の構成員の脱退により「相当数の住民」が構成員となっているとは認められなくなった場合

②不正な手段により認可を受けたとき

■解散

認可地縁団体が次のいずれかに該当する場合、認可地縁団体は解散することになります。

①規約で定めた解散事由が発生したとき

②破産手続きの開始

③認可の取消し

④総会で解散の決議があった場合

⑤構成員が相当数を満たさなくなったとき

破産、解散及び清算については、裁判所の監督の下に手続きを進めることになります。

解散は、市への届出及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要となります。

もっとも一般的な④総会で解散の決議があった場合について解説します。

（１）総会での決議

認可地縁団体の解散には、総会での解散の決議が必要になります。規約に解散決議に関する特別の定めがある場合はその数の、それ以外の場合は構成員総数の3／4以上の同意を得る必要があります。この総会では次の事項について話し合う必要があります。

●解散することについての決定

●清算人の選任

●残余財産の帰属先の確認（残余財産があると見込まれる場合のみ）

（２）解散届出書の提出

① 認可地縁団体解散届出書

② 総会の議事録（議長・議事録署名人の署名）

（３）解散の公告・債権者への債権申出の催告

清算人は、清算人就任後遅滞なく、解散公告を行い、債権者への債権申出の催促を行わなければなりません。なお、公告の方法は官報への掲載によって行うことが義務付けられています。

（４）団体の閉鎖（清算）の手続き

解散から団体の閉鎖までは清算期間と呼ばれ、解散の公告（官報掲載）から2か月以上が必要です。この2か月間は債権申出期間を兼ねており、短縮できません。なお、解散しても清算の目的の範囲内において、その清算手続きが終了するまでは、認可地縁団体は存在するものとしてみなされます。

清算人は、この期間中に団体が行っていた現務の決了、債権の取り立てと債務の弁済、残余財産の引き渡しを行い、最終年度の決算書を作成します。

清算期間満了後、上記の作業が完了したら、再度総会を開催して、承認を得ます。

※なお、清算の手続きについて不明な点がある場合は、大阪地方裁判所にお問い合わせください。

（５）清算結了届出の手続き

総会での清算結了の議決後、次の書類を市に提出し手続きを行います。

①認可地縁団体清算結了届出書

②総会の議事録（議長・議事録署名人の署名）

これを受けて、市長が清算結了の告示を行うことで、認可地縁団体の解散が完了します。

年 月 日

守 口 市 長 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（添付書類）

1. 規約
2. 認可を申請することについて、総会で議決したことを証明する書類
3. 構成員の名簿
4. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
5. 申請者が代表者であることを証する書類
6. 地域地図

年 月 日

守 口 市 長 様

請求者の氏名及び住所
氏名
住所

認可地縁団体証明書交付請求書

地方自治第260条の2第12項及び同法施行規則第21条に規定により、下記の認可地縁団体に関する告示事項の証明書の交付を申請します。

記

1. 認可地縁団体の名称
2. 認可地縁団体の事務所の所在地
3. 請求部数
4. 代表者等の住所の表示の申出の有無

年 月 日

守 口 市 長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて申請します。

記

1. 変更があった事項及びその内容

2. 変更の年月日

3. 変更の理由

年 月 日

守 口 市 長 様

地縁による団体名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（添付書類）

1. 規約変更の内容及び理由を記載した書類

2. 規約変更を総会で議決したことを証する書類

町会・自治会規約（会則）の作成例

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、〇〇〇会という。

（区域）

第2条 本会は、〇〇市□□町△△番◇◇号から△△番◇◇号までの区域とする。

（主たる事務所）

第3条 本会の主たる事務所は、〇〇市□□町△△番◇◇号に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 本会は、区域住民の福祉の増進・相互の連絡・親睦・防犯・防災・保健衛生・文化の向上を図り、住み良い町づくりに努めることを目的とする。

（事業）

第5条 前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）会員相互の親睦を図るための事業
- （2）清掃・美化・環境に関する事業
- （3）防犯・防災等に関する事業
- （4）文化・スポーツに関する事業
- （5）保健衛生に関する事業
- （6）その他の事業

第3章 会 員

（会員）

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべて本会の会員になることができる。

（入会）

第7条 第2条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の入会を拒めない。

（会費）

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（退会）

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届けなければならない。

2 第2条に定める区域に住所を有しなくなった会員は退会したものとする。

第4章 役 員

（役員）

第10条 本会は、次の役員を置く。

- （1）会長1名、副会長1名、会計1名、監事2名、その他役員数名
- （2）会長が必要と認めた場合は、前項の規定する役員以外の役員を置くことができる。

（役員を選出）

第11条 会長は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第12条 本会の役員は、次の職務を行う。

(1) 会長は会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行し、事業計画・議事録の作成及び保管にあたる。

(3) 会計は予算を作成し、出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

(4) 監事は、本会の運営を監査する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、会計年度による1年間とする。ただし再任は妨げない。

2 欠員補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会 議

(会議の種別)

第14条 本会の会議は総会及び役員会とする。

(1) 総会は通常総会と臨時総会とする。

(2) 役員会は定例役員会と臨時役員会とする。

第1節 総 会

(総会の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

第16条 総会は、本会の運営に関する重要な次の事項を決議する。

(1) 事業計画の承認及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算報告の承認に関すること。

(3) 規約(会則)の制定改廃に関すること。

(4) その他

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年1回、事業終了後〇〇日以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時に開催する。

(総会の招集)

第18条 総会は会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所、会議の目的である事項等を示し、開会の日の〇〇日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は会長が務め、副議長は会長が指名する。

(総会の成立要件)

第20条 総会は会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第21条 総会の議決は、この規約(会則)に定めるものの他、出席した会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会員の表決権等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 住民の現在数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した役員の中から、その会議において選出した議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第2節 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第25条 役員会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。

(役員会の開催)

第26条 定例役員会は、原則として毎月1回開催する。

2 臨時役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員数の3分の1以上から会議の目的である事項を示して請求のあった時に開催する。

(役員会の招集)

第27条 役員会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から起算して○日以内に臨時役員会を招集しなければならない。

(役員会の議決)

第28条 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次に掲げるものとする。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第30条 資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本会の事業計画及び収支予算は、役員会で定め通常総会の承認を得るものとする。

(事業報告及び収支決算)

第35条 本会の事業報告及び収支決算は、監事の監査を経て、事業年度終了後〇〇日以内に総会の承認を得なければならない。

第7章 規約の変更及び解散

(規約(会則)の変更)

第36条 本規約(会則)は、総会において総会員4分の3以上の同意を得なければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は次の各号に該当するときは解散する。

- (1) 認可が取り消されたとき
- (2) 構成員が1人もいなくなったとき

2 前項に関係なく解散する場合、総会の議決において4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約(会則)
- (2) 会員名簿
- (3) 認可及び登記等に関する書類
- (4) 総会及び役員会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿
- (6) 財産目録等資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

(細則)

第40条 本会は、本規約(会則)を実施するにあたって、本規約(会則)で委ねる事項及びその他必要事項につき、総会の議決を経て、〇〇〇会運営細則を別に定める。

附 則

- 1 この規約(会則)は、 年 月 日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第33条の規定にかかわらず設立認可のあった日から 年 月 日までとする。

規約（会則）作成上の留意事項について

町会・自治会は、市に対して法人格を取得するための認可申請をするに当たり、規約・会則（以下「規約」という。）を定めていることが必要です。

規約の内容は、市が認可する要件の主要な部分を担っており、地縁による団体（町会・自治会）のあり方を律するものとして重要な位置付けをなすとともに、地方自治法及び民法に基づくものとする必要があります。

以下、規約の作成における留意点について説明します。

●規約の名称については、地方自治法上の制限はありません。一般的に〇〇〇町会規約（会則）、△△△自治会規約（会則）といった名称が望ましいです。

○第1条関係（名称）・・・地方自治法第260条の2第3項第2号

団体の名称は、地方自治法上の制限はありません。現在使用の「〇〇〇町会」の名称でもかまいません。

○第2条関係（区域）・・・法第260条の2第2項第2号、第3項第3号

区域は、住民にとって客観的に明らかなものとして定める必要がありますので、町又は地番及び住居表示で示されることが望ましいです。

○第3条関係（主たる事務所）・・・法第260条の2第3項第4号

集会所場所又は代表者の自宅が、一般的です。

○第4条関係（目的）・・・法第260条の2第2項第1号、第3項第1号

認可申請する町会等は、スポーツや芸術などの特定活動だけでなく、広く地域的な共同活動を行うことを目的とすることを明記する必要があります。

○第5条関係（事業）

○第6条関係（会員）・・・法第260条の2第1項、第2項第3号、第3項第5号

区域に住所を有する個人は、全て地縁による団体の構成員となり得ることを定めています。

なお、法人や組合等の団体は構成員になれませんが、活動の賛助等の形で参加する賛助会員としては可能と考えられます。

○第7条関係（入会）・・・法第260条の2第3項第5号、第7項

入会に関して定めたもので、入会申込書の様式は役員会で定めたり、会の細則（第40条）で定めればよろしいです。入会に際し、入会金の徴収等いかなる加入制約を課すことは認められません。

○第8条関係（会費）

規約で金額を定めると、会費改定がある場合、規約の改正（第36条）が必要となるとともに、市の認可を受けなければならないため、「総会において定める」が適当であると考えられます。

○第9条関係（退会）・・・法第260条の2第3項第5号

退会に関しても、本人の意思にいかなる意味においても制約を加えることは認められません。

○第10条関係（役員）・・・法第260条の5

地縁による団体は、地方自治法で規定されており、代表者（会長）1名を選出する必要があります。また、1人または複数名の監事を置くことが適当です。その他の役員として、会長及び副会長とともに役員会を構成する「会計」や「書記」等の担当役員を置くことも考えられます。

○第12条関係（役員の職務）

その他の役員として「会計」、「書記」を置く場合には、「会計担当役員は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する」、「書記担当役員は、会務を記録する」等その職務を明らかにしておくことが適当と考えられます。

○第13条関係（役員の任期）

役員の任期は、法律上、特に規定はありませんが、数カ月といった短期間や長期にわたるものは種々の弊害を生ずると言えます。

**○第16条関係（総会の機能）・・・法第260条の2第3項第7号、法第260条の14、
法第260条の16**

総会は、町会等の運営事項のうち規約において役員会に委任したもの以外の全ての事項について議決でき、規約の改正など法律上総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他に委任することはできないものです。

なお、総会で議決すべき重要事項は、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認が含まれることは当然といえます。

**○第17条関係（総会の開催）・・・法第260条の2第3項第7号、法第260条の13、
法第260条の14**

通常総会は、年度終了後三カ月以内に開催する必要があります。地方自治法第260条の14第2項の「5分の1」の定数を、規約で増減することは法的には可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。

○第18条関係（総会の招集）・・・法第260条の2第3項第7号、法第260条の15

通常総会の開催権限は会長が有するものですが、第17条第2項及び第3項の規定により、開催請求があったときは、臨時総会を招集する必要があります。

招集の期日は、地方自治法上「少なくとも五日前までに」通知を行う必要があります。

○第19条関係（総会の議長）

「総会の議長は、会長がこれに当たる」と定めてもよいでしょう。

○第20条関係（総会の成立要件）

議決に要する会員数については、法律上特に定めはありませんが、「2分の1以上の出席をもって成立する」と規定することが適切と思われます。

○第22条関係（表決権）・・・法第260条の2第3項第7号、法第260条の18

この条は、地方自治法の規定です。令和3年9月の改正により、総会に出席しない

構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決することができるものとされました。

○第23条関係（総会の議事録）

会議が、有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが、規約変更認可を申請する場合などに求められていることから、議事録の作成を規約で定めておくべきです。

○第29条関係（資産の構成）・・・法260条の2第3項第8号、法第260条の4

町会等が法人格を取得する目的は、不動産等を団体名義で保有することにあることから、規約において、流動資産・固定資産を問わず全ての資産（負債は含みません）の構成等を定めておく必要があります。「資産の構成」として、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産をすべて掲げることも可能ですが、表記のように「別に定める財産目録記載の資産」と定める方が肝要と考えられます。

なお、「財産目録」は、地方自治法に基づき設立時及び毎年（年度）初三カ月以内に作成することとなっています。

○第31条関係（資産の処分）

団体資産の処分は、重要な決定であることから、「4分の3以上」とすることが望ましいと思います。

○第33条関係（会計年度）

特に制限はありません。

一般的には4月1日から翌年3月31日までとする例が多いです。

○第36条関係（規約の変更）・・・法260条の3、法施行規則第22条

規約の変更は、総会の専権事項となっており、市に規約変更の認可を要するものです。

なお、総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることは慎重であるべきです。

○第37条関係（解散）・・・法260条の20、法第260条の21

法人としての権利能力の消滅及び団体自体の消滅の両方を意味する。

○第38条関係（残余財産の処分）・・・法260条の31

残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散決議と同様に重要な事項であることから、この議決数についても「4分の3以上」とすることが望ましいと考えられます。

財産の処分は、団体の設立目的から考え営利法人に寄附したり、会員に分配したりすることは適当と思われないため、寄附先は本会と類似の目的を有する団体と限定することが適当です。

○第40条関係（細則）

規約施行上の細則を定めるものは、総会でも役員会でもよいとされています。細則としては、委任、会費、弔慰金規定や旅費規程等があげられます。

付則の第1項は、認可年月日から施行とする場合が多いと考えられます。

総会議事録（抄本）の作成例

1 開催日時 年 月 日 時～ 時閉会

2 場 所 ○○○○集会所

3	会員出席者数	出席者（委任状による出席者を含む）	人
		欠席者	人

4 総会に付した
事項とその審
議結果

(1) 議長の選任について
出席者の全員をもって〇〇〇〇氏を議長に選任することに
決定した。

(2) 〇〇〇〇規約の制定について
〇〇〇〇規約の制定については、出席者の全員をもって可決
した。

(3) 地方自治法第260条の2第2項に規定する地縁による団体の
認可申請について
〇〇〇〇町会の認可申請については、出席者の全員をもって可決
した。

(4) 〇〇〇〇町会の代表者の決定について
〇〇〇〇氏を本件認可申請にかかる会の代表者とすることに
ついて、出席者の全員が同意した。

5 議事録署名人の選任について
 ○○○○氏及び△△△△氏を出席者全員の同意により、議事録署名人に選任した。

上記は、 年 月 日開催の〇〇〇〇町会の総会議事録の抄本であることを証明する。

年 月 日

議長
議事録署名人
議事録署名人

〇〇〇会会員名簿（例）

[illegible]

承 諾 書

私は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請にあたり、 年 月 日開催の総会の議決に従い、本件申請に関する町会の代表者となることを承諾いたします。

年 月 日

住 所
氏 名

印

財 産 目 録

年 月 日

区分	所在数量等	金額（評価額）	備考
（資産の部） I．流動資産 1．現金預金 （１）現金 現金手許有高 （２）当座預金 〇〇銀行△△支店 （３）普通預金 〇〇銀行△△支店 2．未収会費 〇〇年度会費 人 II．固定資産 1．土地 2．建物 3．構築物 4．車両運搬具 5．計器備品、応接セット 6．電話加入権 7．有価証券 〇〇分利付国債			
資 産 合 計		A	
（負債の部） I．流動負債 預り金 II．固定負債 長期借入金 〇〇分利付国債			
負 債 合 計		B	
差引正味財産額 （A－B）			

（注） 1．法人設立時に、確実に法人帰属する財産をもって作成すること。
 2．備考欄には、寄附者その他を記入すること。

年 月 日

守 口 市 長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

（別添書類）

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をするについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

年 月 日

守 口 市 長 様

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第 260 条の 38 第 2 項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

（別添書類）

☐ 申請不動産の登記事項証明書

☐ 住民票の写し

☐ その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

（注）この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

認可地縁団体の印鑑登録申請について

認可を受けた地縁団体は、その認可地縁団体の印鑑登録証明書が必要なとき、団体代表者を登録し各団体として印鑑登録を行うことができます。

1. 印鑑登録を受けることができる者

認可地縁団体の代表者のほか、次に掲げる者が選任されているときは、代表者に代えてこれらの者とする

- (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号に規定する職務代行者
- (2) 地方自治法第260条の9に規定する仮代表者
- (3) 地方自治法第260条の10に規定する特別代理人
- (4) 地方自治法第260条の24に規定する清算人

※注意：印鑑登録申請書の資格欄には、上で規定されている登録資格を記載。

氏名欄には、登録資格に該当する代表者等の氏名を記載。

2. 登録できる印鑑

登録できる印鑑の数量は、1個に限ります。ただし、次の印鑑は、認可地縁団体の印鑑として登録できません。

- (1) ゴム印その他印面の変形しやすいもの。
- (2) 印影の大きさが1編の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は30ミリメートルの正方形に収まらないもの。
- (3) 印影を鮮明に表わしにくいもの。
- (4) その他市長が不相当と認めるもの。

3. 印鑑登録の申請手続き

次の書類、印鑑等を添えて、登録申請する認可地縁団体の代表者等自らが手続きを行ってください。代理人による申請は委任状が必要です。郵送及びFAXによる申請はできません。

- (1) 認可地縁団体印鑑登録申請書（様式第1号）
- (2) 登録する認可地縁団体の印鑑
- (3) 登録する認可地縁団体代表者等の実印
※印鑑登録されている印鑑
- (4) 登録する認可地縁団体代表者等の印鑑登録証明書1通
- (5) 委任状（代理人申請の場合）
- (6) 代理人の印鑑（代理人申請の場合）

※注意：代理人とは、地方自治法第260条の2第1項の認可を行ったことによる告示事項の「代理の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）」の者に限られる。（地方自治法施行規則第19条第1項第1号）

4. 認可地縁団体印鑑登録証明書の発行

印鑑登録申請書を受理しますと、審査後、認可地縁団体印鑑登録原票（様式第2号）を作成します。認可地縁団体印鑑登録証明書（原票の写し）は、次の書類、印鑑を添えて、認可地縁団体の代表者等自らが請求して下さい。代理人による請求は委任状が必要です。郵便及びFAXによる請求はできません。証明書の手数料は、1通300円です。

(1) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式第3号）

(2) 登録を受けた認可地縁団体の印鑑

(3) 委任状（代理人申請の場合）

※代理人による場合は、3と同じです

5. 印鑑登録の廃止手続き

印鑑登録が不要となった時、また登録した認可地縁団体の印鑑を紛失した時は、印鑑登録を廃止します。次の書類、印鑑を添えて、登録を受けた認可地縁団体の代表者等自らが手続きを行ってください。郵便及びFAXによる手続きはできません。

(1) 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式第5号）

(2) 登録を受けた認可地縁団体の印鑑

(3) 登録を受けた認可地縁団体代表者等の印鑑登録証明書1通（登録を受けた認可地縁団体の印鑑を亡失した場合）

(4) 委任状（代理人申請による場合）

6. 印鑑登録の抹消

次の事項に該当するときは、職権により認可地縁団体印鑑登録を抹消します。

(1) 認可地縁団体の登録を受けている者の資格に変更が生じたとき

(2) 地方自治法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体を解散したとき。

(3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められたとき。

(4) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたと認めるとき。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

守口市長殿

令和 年 月 日

登録されている認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	
	(資 格) 氏 名	()
	生 年 月 日	大正 昭和 年 月 日生 平成 令和

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書_____通の交付を申請します。

申請者

- ☐ 本人
- ☐ 代理人

住所

氏 名

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

守口市長様

廃止しようとする認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	
	(資 格) 氏 名	()
	生 年 月 日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日生

- 1 この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録している地縁団体印鑑を亡失された場合には、守口市において登録されている個人の印鑑を添付してください。
- 3 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

地方自治法(抄)

〔地縁による団体〕

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつ

て第三者に対抗することができない。

⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。

⑯ 認可地縁団体は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体(以下「認可地縁団体」という。)並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人(認可地縁団体を含む。)」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(認可地縁団体及び」とする。

⑰ 認可地縁団体は、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

〔規約の変更〕

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔財産目録及び構成員名簿〕

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

〔代表者〕

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

〔認可地縁団体の代表〕

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

〔代表者の代表権の制限〕

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

〔代表者の代理行為の委任〕

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

〔仮代表者〕

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

〔利益相反行為〕

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

〔監事〕

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

〔監事の職務〕

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

〔通常総会〕

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

〔臨時総会〕

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

〔総会の招集〕

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

〔認可地縁団体の事務の執行〕

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

〔総会の決議事項〕

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔構成員の表決権〕

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- ② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
- ③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。
- ④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

〔表決権のない場合〕

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

〔総会の決議方法〕

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

- ② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。
- ③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決

議と同一の効力を有する。

④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

〔認可地縁団体の解散事由〕

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第二百六十条の二十四項の規定による同条第一項の認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。
- 六 合併(合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。)

〔解散の決議〕

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

〔清算中の認可地縁団体の能力〕

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

〔清算人〕

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

〔裁判所による清算人の選任〕

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

〔清算人の解任〕

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

〔清算人の職務及び権限〕

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

〔債権の申出の催告等〕

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、

清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

〔期限経過後の債権の申出〕

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

〔清算中の認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものであるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

〔残余財産の帰属〕

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

〔裁判所による監督〕

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

〔清算終了の届出〕

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔仮代表者の選任等に関する事件の管轄〕

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件

二 解散及び清算の監督に関する事件

三 清算人に関する事件

〔不服申立ての制限〕

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

〔裁判所の選任する清算人の報酬〕

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

〔検査役の選任〕

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

〔認可地縁団体の合併〕

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

〔合併の認可〕

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

② 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

④ 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

〔合併の不服申立て〕

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

② 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔認可地縁団体設立の事務〕

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

〔消滅団体の権利事務の承継〕

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

〔合併の告示〕

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

③ 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。

④ 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の第二十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。

⑤ 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

〔認可の取消〕

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。

二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。

② 前条第一項の規定による告示後に前項(第二号に係る部分に限る。)の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

④ 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

〔認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例〕

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの(当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。)について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人(以下この条において「登記関係者」という。)の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。

三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。

四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者(次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。)は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提

供するものとする。

⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

〔過料〕

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

地方自治法施行規則(抄)

〔地縁による団体が行う申請〕

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
- 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 三 構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔認可地縁団体合併の認可申請〕

第十八条の二 地方自治法第二百六十条の三十九第四項において準用する同法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体(以下「合併後の認可地縁団体」という。)の規約
- 二 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 三 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 六 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔認可地縁団体台帳〕

第十八条の三 市町村長は、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つたときは、認可地縁団体ごとに、次に掲げる事項を記載した台帳を作成するものとする。

- 一 名称
- 二 規約に定める目的
- 三 区域
- 四 主たる事務所の所在地
- 五 代表者の氏名及び住所
- 六 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- 七 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- 八 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

九 認可年月日

十 台帳を起こした年月日

2 前項の規定は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第七十六条の十三第三項の通知があつた場合について適用する。この場合において、前項第九号中「認可年月日」とあるのは、「土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日」とする。

3 第一項の規定は、森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第百条の二十二第三項の通知があつた場合について適用する。この場合において、第一項第九号中「認可年月日」とあるのは、「森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日」とする。

4 市町村長は、認可地縁団体が解散したとき(破産及び合併による場合を除く。)は、次に掲げる事項を第一項の規定により作成した台帳に記載するものとする。

一 清算人の氏名及び住所並びに就任年月日

二 解散事由

三 解散年月日

5 市町村長は、認可地縁団体の清算が終了したときは、清算終了年月日を第一項の規定により作成した台帳に記載するものとする。

6 市町村長は、地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を行つたときは、次に掲げる事項を第一項の規定により作成した台帳に記載するものとする。

一 合併後の認可地縁団体の名称

二 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的

三 合併後の認可地縁団体の区域

四 合併後の認可地縁団体の主たる事務所の所在地

五 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

六 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)

七 合併後の認可地縁団体の代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)

八 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由

九 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日

十 合併前の各認可地縁団体の名称

十一 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

7 認可地縁団体は、前各項に掲げる事項(次条第一項第一号から第五号までに掲げる事項を除く。)に変更があつたときは、当該事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に届け出なければならない。この場合において、届出を受けた市町村長は、当該届出に係る事項について、第一項の台帳に記載するものとする。

8 第一項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

〔地縁による団体を認可した場合の告示〕

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項(土地改良法第七十六条の十三第四項及び森林組合法第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で、前条第一項の台帳に記載した事項のうち当該各号に定める事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合 前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第四号の事項(同項第五号から第七号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。)、同項第五号から第七号までに掲げる事項(住所を除く。)、同項第八号及び第九号に掲げる事項

二 土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合 前条第二項により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第四号の事項(同項第五号から第七号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。)、同項第五号から第七号までに掲げる事項(住所を除く。)、同項第八号及び第九号に掲げる事項

三 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合 前条第三項により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第四号の事項(同項第五号から第七号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。)、同項第五号から第七号までに掲げる事項(住所を除く。)、同項第八号及び第九号に掲げる事項

四 解散した場合(破産及び合併による場合を除く。) 前条第一項第一号及び第三号に掲げる事項、同項第四号の事項(同項第五号から第七号まで及び第四項第一号に掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。)並びに同項に掲げる事項(同項第一号に掲げる事項については清算人の氏名に限る。)

五 清算終了の場合 前条第一項第一号及び第三号に掲げる事項、同項第四号の事項(同項第五号から第七号まで及び第四項第一号に掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。)、同項第一号の事項(清算人の氏名に限る。)並びに同条第五項の事項

六 前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合 告示した事項のうち変更があつた事項に係る前条第一項各号(同条第二項又は第三項により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる事項

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

3 市町村長は、第一項の告示を行つたときは、前条第一項第一号から第七号まで及び第四項各号に掲げる事項並びに同条第五項の事項の告示年月日を同条第一項の規定により作成した台帳に記載しなければならない。ただし、同条第一項第一号から第四号まで、同条第四項第二号及び第三号並びに第五項においては、この条第一項第一号の告示を行つた場合を除くものとする。

〔告示事項の変更についての届出〕

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

3 地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定による届出を受けた市町村長は、当該届出に係る事項について、第十八条の三第一項の台帳に記載するものとする。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項についても当該台帳に記載するものとする。

一 名称に変更があつた場合 名称の変更に伴う規約変更の認可年月日

二 主たる事務所の所在地に変更があつた場合

イ 規約変更の認可を要するときは、当該事務所の所在地の変更に伴う規約変更の認可年月日

ロ 規約変更の認可を要さないときは、当該事務所の移転年月日

ハ 行政区画の変更又は住居表示の実施によるときは、その変更年月日又は実施年月日

三 代表者、職務代行者、代理人又は清算人に変更があつた場合

イ 変更の原因

ロ 当該原因が発生した年月日

四 規約に定める目的を変更した場合 目的の変更に伴う規約変更の認可年月日

五 区域を変更した場合 区域の変更に伴う規約変更の認可年月日

〔告示事項の証明書の請求〕

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする

2 市町村長は、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した第十八条の三第一項の台帳の写しを交付しなければならない。この場合において、当該台帳に次に掲げる事項が記載されているときは、当該事項を表示しない措置を講じるものとする。

- 一 代表者又は代表者であつた者の住所
- 二 裁判所により選任された職務代行者又は職務代行者であつた者の住所
- 三 代表者の代理人又は代理人であつた者の住所
- 四 清算人又は清算人であつた者の住所
- 五 主たる事務所の所在地(前各号に掲げる者の住所と同一の場合に限る。)

3 前項後段の規定にかかわらず、前項各号に掲げる者が地方自治法第二百六十条の二第十二項の規定による請求者であつて、当該者の住所を表示することを希望する旨申し出た場合その他市町村長が必要と認める場合には、市町村長は、住所を表示することが適当でないと認める場合を除き、当該者の住所を表示して交付することができる。

〔規約変更の認可申請〕

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

【お問い合わせ先】

守 口 市 役 所
市民生活部 コミュニティ推進課

電話06-6992-1520（直通）